

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例(平成21年10月13日京都市条例第13号)(環境政策局環境企画部環境指導課)

土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号)の施行により,同法第6条第1項又は第11条第1項の規定に基づき都道府県知事(本市にあつては,京都市長。以下同じ。)が指定した区域内の土地の土壤の処理を業として行おうとする者は,当該土壤の処理の事業の用に供する施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないこととなることに伴い,次のとおり,当該許可の申請に対する審査に係る手数料を定めることとしました。

区 分	手数料(1件につき)
土壤汚染対策法第22条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査	240,000円

この条例は,平成21年10月23日までの間において政令で定める日から施行することとしました。

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年10月13日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 13 号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第8条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

(土壌汚染対策法に基づく事務に係る手数料の徴収)

第8条 土壌汚染対策法第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査について、1件につき240,000円の手数料を徴収する。

別表第5中「第8条関係」を「第9条関係」に改める。

別表第6中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

附 則

この条例は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(環境政策局環境企画部環境指導課)